

## 2

## 介護の苦労は報われない ——法律の限界とは？

認知症の母と暮らすA子がいました。A子にはB子とC子という2人の妹がいます。B子とC子は結婚後に故郷を離れ、遠方で暮らしていました。責任感の強いA子は、認知症の母の介護を献身的に行っていました。B子とC子は遠方で暮らしていることを理由に、母の介護をすることはありませんでした。

### 介護をしてきた子VS介護をしなかった子

その後、母が他界し、四十九日も終わった頃に、遺産の分け方について話し合いをすることになりました。A子は言います。

「長年にわたり認知症の母の介護をしてきたのは私よ。当然、私がたくさん遺産を相続する権利があるわ」。

しかし、B子とC子は反論します。

「法定相続分は3分の1でしょ？ 法律通り、平等に財産を分けるべきだわ」

「親の介護をしてきた子VS介護をしなかった子」というケースは非常に多く発生しています。認知症を患った親の介護は、肉体的にも精神的にも非常に大変です。財産を多く相続したいと考えるA子の気持ちもよくわかります。

このような場合において、A子の「親の介護をしてきたのは私だから、私が多く相続する」という主張、法律的に認められるのでしょうか？

実は、A子の主張は、実務上ほとんど認められません！

### なぜ報われないのか？

法律上、亡くなった方の介護などを一生懸命に行い、その方の財産の維持・増加に特別な貢献をした相続人は、財産を多めに相続することができる「寄与分きよぶん」という制度があります。寄与分の金額は、相続人同士での話し合いで決めるのが原則ですが、折り合いがつかない場合は調停を行い、調停でも決まらない場合は家庭裁判所の審判により決定されます。

世の中には、「寄与分が認められれば介護の苦労が報われる」と信じている方が多いのですが、**実務上では寄与分は認められないことが非常に多く、もし認められたとしても、思っている金額には到底及ばない少額の寄与分しか認められない結果になることがほとんどです。**

家庭裁判所が公表している「寄与分の主張を考えている皆様へ」というQ&Aには、次のように記されています。

① 寄与行為が親族としての通常期待される以上であること

② 介護に専念していたこと（仕事の傍らに通って介護していた場合は専念とはいえず、また、病院や施設に入所していた場合は、その期間の寄与分は認められません）

③ 介護を相当期間（少なくとも1年以上が目安）継続したこと

④ 報酬等を受け取っていないこと

⑤ これらの主張の裏付けとなる証拠資料を提出すること

これらを鑑みると、家庭裁判所から寄与分を認めてもらうためのハードルは、非常に高いことがわかります。

また、家庭裁判所から寄与分が認められた場合、**相続できる割合が変化するという方が多いのですが、これも間違いです。**

先ほどの例でいえば、本来のA子の法定相続

分は3分の1ですが、A子に寄与分が認められた場合、A子が2分の1にアップし、B子とC子がそれぞれ4分の1にダウンする。このような形で、法定相続分の割合が変化するというイメージです。

実際は違います。寄与分が認められても、相続できる割合が変化するわけではなく、仮にプロのヘルパーに介護をお願いした場合に支払うはずだった金額をもとに、**A子が介護に要した時間を乗じて、寄与分の金額を計算する方法等が採用されています。**そのため、A子の寄与分の金額は、A子の期待に沿わない場合がほとんどです。

法律上は介護の苦勞の代償として寄与分という制度があるものの、「①認められるためのハードルが非常に高い、②認められても想像以上に寄与分の金額は小さい」というのが実態であり、実質的に介護の苦勞は法律では救済されないと云えます。

### 「介護をしてきた子」の2つの対策

ではどうすればよかったのか。方法は大きく2つあります。

1つ目は、**母が遺言書を作成しておくこと**です。

「介護を献身的にしてくれたA子には遺産の6割を、B子とC子には、それぞれ2割ずつを相続させます」というような遺言書があれば、A子の気持ちは救われますし、B子とC子も遺言書がある以上、それに従わざるを得ません。B子とC子の遺留分は6分の1（つまり16.6%）なので、2



割を相続できるのなら、遺留分を侵害していません。

2つ目は、**生前贈与**です。A子に対して先に生前贈与で財産を渡し、特別受益の持ち戻し免除の意思表示（○ページ参照）をしておけば、A子は多くの財産を引き継ぐことができます。

しかし、この2つの方法はそれぞれ弱点があります。

A子の立場からすると、「遺言書って、お母さんの気持ち次第でいつでも書き換えてできるし、万が一にも紛失したら……」という不安が常につきまといまいます。

一方、母の立場からすると、生前贈与されたことにA子が満足し、ある日突然、介護をやめてしまいかもできません。「財産を先にあげてしまっつてよかったのかしら……」。こうした不安を抱える日々を送らなければいけません。

### 負担付死因贈与契約も検討する

この両者の不安を解消する方法として、負担付死因贈与契約という方法があります。

これは贈与契約の一種で、例えば「私が死ぬまで介護を継続してくれたら、金〇〇円をあげる」という条件付きの贈与契約です。

遺言との大きな違いは、遺言は母の気持ち次第で何度でも変更可能ですが、**負担付死因贈与契約の場合、一度交わした約束はA子の同意もないと変更できません**。なお、負担付死因贈与契約は口頭だけでも成立しますが、「言った言わない」の水掛け論にならないよう、書面（できれば公正証書）に残しておいたほうが無難です。

注意点が1つあります。死因贈与契約で不動産を渡す場合には、通常の相続の場合と比べ、不動産取得税や登録免許税が高額になることを覚えておいてください（金融資産であれば、そのような問題はありません）。ちなみに、死因贈与契約は贈与税ではなく、相続税の対象になります。いずれにしても、家族内の約束がきちんと守られるかどうかは、家族の信頼関係に委ねられます。前述以外のシンプルな方法として、生命保険の受取人にA子を指定しておく方法もあります。生命保険は受取人固有の財産であり、遺産分割協議の対象や遺留分の算定にも含まれない性質がありますので、A子に確実に財産を残す方法として使い勝手がいいですね。

ただ、どの方法を採用するにしても、母に意思能力がしっかりとあることが前提になります。**遺言書も、生前贈与も、生命保険の加入も、基本的には認知症になる前でないと言えません**。A子さんの例は、お母さんが認知症になってしまいう前に対策を打っておくべきだったと言えますね。

## 3

## 横領多発！

## 両親の通帳の管理には細心の注意！

相続争いの典型例と言っても過言ではないのが、「生前中、故人の預金を相続人が横領していたことが発覚する」ケースです。

親に介護が必要な状態になると、親の通帳・印鑑・キャッシュカードを同居している子供が管理するようになるのは珍しくなく、両者が同意しているなら法律上も問題ありません。問題は相続が発生した後です。親の通帳から引き出した現金の使い道がトラブルの火種となります。

## 「現金をどう使った」はブラックボックス化しやすい

親と同居している子供は、親の食費、医療費、その他介護に必要な費用の支払いのため、親の通帳から現金を引き出します。そんな中で相続が発生すると、他の相続人から「生活費や医療費には、現金の引き出し額が多すぎる！ネコババして現金を隠しているだろ！」と疑われることがあります。疑われた方も黙ってはいけません。「介護を私ひとりに押しつけたくせに！いい加減しろ！」と憤慨し、相続争いに発展します。

銀行から引き出した現金の使い道を明確にするのは非常に困難です。領収書をすべて保管していない限り不可能です。ただ、私の経験上、「これだけ多くの引き出しを、すべて生活費で使い切ったと主張するのは無理があるでしょ……」という不自然な現金引き出しをする方がいるのも事実です。具体的に言えば、年間で1000万円近くとか。

80代くらいのお年を召された方は、すでに子育ても、住宅ローンの返済も終わられている方がほとんどです。そのような方にとって、現金による支払いが必要で、かつ、内訳が不明となる出費というのは、非常に限られています。水道光熱費や通信費、固定資産税の支払いが通帳から引落しになっている場合は、現金を使いません。医療費は、現金で支払うことも多いですが、所得税の確定申告における医療費控除の明細を辿れば金額と内訳を把握することができます。場合によっては健康保険の履歴を取り寄せることも可能です。施設に入っている方であれば、利用料の明細を取り寄せれば、生活費の金額と内訳を把握することができます。そうすると、本当に現金で支払い、かつ、内訳がわからなくなる出費は、日常的な食費や旅行費くらいしかありません。

それを踏まえると、「80代のお婆ちゃんが、年間で、食費や旅行費に現金1000万円使った」という主張は、無理がありますよね。

## 同居している相続人が横領してしまう理由

「横領」とだけ聞くと、それをした人が100%悪い、と聞こえるかもしれませんが、私は一概に



横領した人だけが悪いとは思えません(横領を推奨しているわけではないですよ)。

というのは、先述した**介護の苦勞を救済するための寄与分という制度が、うまく機能していないことが一番の原因**だと考えています。もしも、同居している親が何も相続対策をしないまま、認知症を発症してしまった場合には、遺言書の作成も生前贈与もできなくなります。介護をした相続人の苦勞が報われるためには、相続が発生した後に、他の相続人に介護の苦勞分を納得してもらおうか、家庭裁判所で寄与分を主張する以外に方法はなくなってしまいます。

しかし、他の相続人は納得してくれる様子もなく、寄与分が認められるのも難しそうということが事前にわかれば、介護を献身的に行っている方は、横領する以外に自分の苦勞を晴らす方法が無いのです。

当然、人の財産を勝手に自分のものにする行為は違法であり、許されることはありません。ただ、認知症の親の介護を付きっきりでされている方のお話を聞くと、介護を手伝わない他の兄弟姉妹を不満に思う気持ちも大変よくわかります。この辺りを取り巻く法律がもっと柔軟化してくれることを願っています。

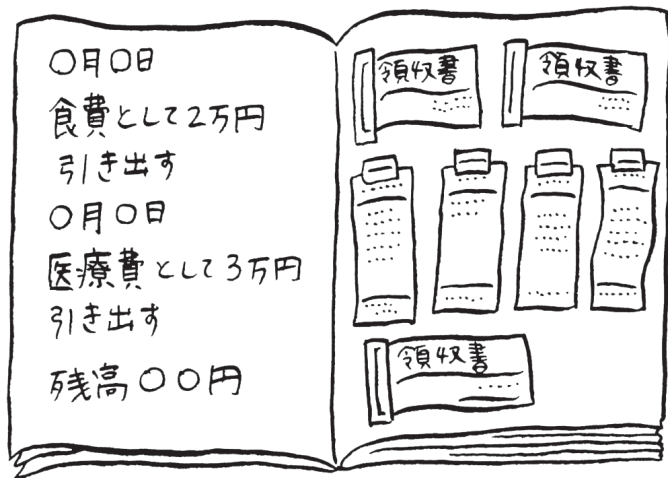
### 何もしていないのに横領を疑われたら?

本当に横領なんてしていないのに、他の相続人から横領を疑われてしまうケースも多々あります。対策としてオススメしたいのは、簡単な帳簿を作成することです。

親から通帳の管理を任された場合は「①現金でいつ、いくら引き出したか、②その現金を何に使ったか」を記録に残しておくのです。本当に簡単な形が良いと思います。例えば、一冊のノートを買って、左側のページに現金引き出しの金額、日付、使い道をメモし、右側のページにレシートを糊やホチキスで貼っておく。これくらい簡単な形でも、横領をしていないことの立証には十分な効果を発揮します。

また、相続が発生する前から、お盆や正月等の家族が集まったときに、「母の預金はこんな感じで記録をつけて管理しているからね」と、家族に伝えておけば、他の相続人も安心ですし、献身的に介護をしていくことに感謝の気持ちも増すでしょう。

現金の使い道は不明瞭になりがちです。簡単な形でも良いので帳簿を作成し、使い道をはっきりさせることによって、大きなトラブルを防



ぐことができます。

「過去の繰越済みの通帳は既に処分してしまいました」という方もたくさんいると思いますが、銀行にお願いすれば過去の取引記録をもらうことができます。ちなみに、相続発生後であれば、相続人は亡くなった方の過去の預金の取引記録（最長10年分）を、単独で銀行から取り寄せることができます（他の相続人の同意は必要ありません）。そのため、「通帳さえ処分してしまえば、過去のことは誤魔化せるわ」という考えは、決して持たないようにしましょう。

いずれにしても、相続争いを起こさないためにも、親の通帳の管理を任された際には、細心の注意を払うようにしましょう。

ふっちゃんけ

# 4

## 生前贈与は「遺産の前渡し」 —— 3つの注意点

1億円の財産を所有する母と、A子とB太郎という子供がいました（父は既に他界）。母は、A子が新居を購入するにあたり、頭金の援助として2000万円を生前贈与しました。この時点で母の財産は1億円から8000万円に減少します。時は経過し、母が亡くなり相続が発生します。四十九日も過ぎたところに、A子とB太郎は、母の遺産の分け方について話し合いをすることにしました。A子は言います。

「お母さんが残した遺産は8000万円ね。法定相続分は2分の1だから、4000万円ずつ分け合いましょー」

しかし、それに対してB太郎は反論します。

「いやいや、姉さんは母さんから既に2000万円の生前贈与を受けているだろ？ 相続でも4000万円もらうなら、合計で6000万円もらうことになるじゃないか！ それに比べて僕は4000万円しかもらえない。そんなの不公平だ！」

それに対し、A子は反論します。

「確かに生前贈与で2000万円もらったけど、生前贈与と相続は関係ないじゃない！ 遺産

8000万円は半分ずつよ」  
この議論、皆さんはどちらが正しいかわかり  
ますでしょうか？

正解は、B太郎の主張に軍配が上がります。  
世の中の多くの方が、「生前贈与と相続は関  
係ない」と思っていますが、これは間違いです。  
法律上、生前贈与で渡した財産は、遺産の前渡  
し扱いとなります。遺産分割協議の際は、その  
前渡し分を加味して分け方を考えなければいけ  
ません。この前渡し分のことを、**特別受益**と言  
い、特別受益を亡くなったときの遺産に持ち戻  
して相続分を計算することを、**特別受益の持ち  
戻し**と言います。

先ほどの例では、A子が生前贈与でもらった  
分を持ち戻して相続分を考えます。

【相続財産】遺産8000万円 + 特別受益  
2000万円 = 1億円

【法定相続分】1億円 × 2分の1 = 5000万

円

遺産はA子3000万円、B太郎が5000万円を相続する形になります。※遺産分割協議は原則、両者の合意があれば自由に分け方を決めることができます。そのため、B太郎が「先に贈与でもらった分は持ち戻さなくていいよ」と納得するのであれば、4000万円ずつ遺産を分けても問題ありません。

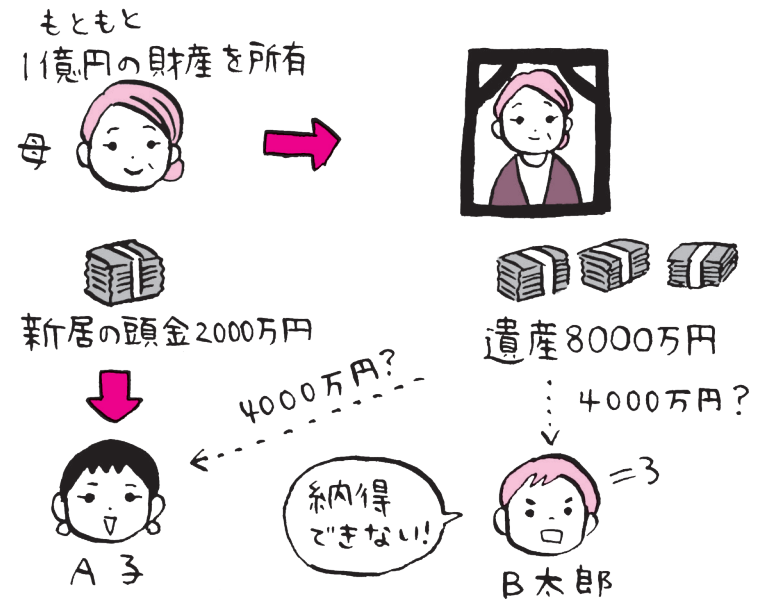
### 生前贈与の3つのポイント

この特別受益を巡るトラブルが後を絶ちません。これから生前贈与を検討している方、既に生前贈与をしている方は、特別受益の基礎知識をしっかり押さえておきましょう。①対象となる生前贈与、②時効、③持ち戻し免除の意思表示。この3点を解説します。

#### ①対象となる生前贈与

親から子供に資金援助をしたとしても、すべてが特別受益になるわけではありません。特別受益の対象となる生前贈与とは、「親族間の扶養的金銭援助を超えるもの」です。言い換えると、「家族として食費や学費、医療費等を負担してあげるの当り前の行為なのでノーカウント。そういった類を超える大きな贈与を特別受益と扱う」ということです。

特別受益の代表例は、子供が新居を購入する際の頭金の援助です。他にも、結婚の際の持参金や



支度金も、金額が大きければ特別受益に該当します。しかし、結納金や挙式費用を親が支出しても、一般的には特別受益には該当しません。結納金は、子に対する贈与ではなく、結納の相手方の親に対する贈与であり、挙式費用も、子に対する贈与ではなく、親と挙式会社との契約費用と考えられているためです。また、大学等の学費については、兄弟姉妹の中で特定の子だけを医学部へ進学させ、その他の子をそれ以外の学部に進学させた場合等の学費の差が、特別受益に該当する場合があります。これは私見ですが、相続税対策のために行う年間110万円の生前贈与等は、高い確率で、特別受益に該当すると考えます（扶養的金融援助を明らかに超えていますので）。

### ②時効

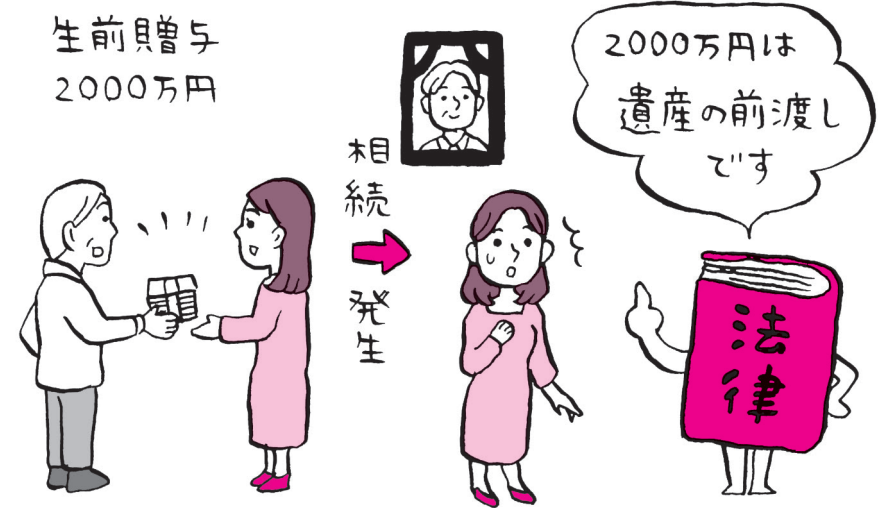
特別受益には時効という概念が存在しません。

極端な話、30年前でも40年前であったとしても、特別受益となる生前贈与がある場合には、持ち戻しの対象になります。ただ、実際に何十年前の生前贈与を立証するのは非常に困難です。「そんな贈与、知らないよ」としらを切られてしまえば、それまでになってしまうかもしれません。

### ③持ち戻し免除の意思表示

本来であれば、特別受益となる生前贈与があれば、遺産分割の際、遺産に特別受益を持ち戻して相続分を決めるのが原則です。しかし、もしも贈与した人が、「生前贈与はするけど、私が死んだときに特別受益として持ち戻さなくていいよ」という意思表示をしていた場合には、持ち戻し計算は免除されます。これを**特別受益の持ち戻し免除の意思表示**と言います。先の例でいえば、母からA子に贈与した2000万円について、母が持ち戻し免除の意思表示をすれば、実際の遺産分割の際には4000万円ずつをA子とB太郎で分けることとなります。

法律上、この制度は口頭だけでも成立するとされていますが、口頭だけだと「言った・言わない」の水掛け論になることが明らかなので、持ち戻し免除の意思表示をする場合には、その旨を書面に残した方がいいでしょう。「うちの子供達は平等にしないと揉めるかもしれない」と感じるのであれば、生前贈与分も加味したうえで平等に分配しましょう。





## 婚姻20年以上の夫婦の特例

2019年7月1日に民法改正が行われました。婚姻20年以上の夫婦間で自宅の権利を生前贈与した場合には、特別受益の持ち戻し免除の意思表示があったものと推定されるようになりました。例えば、夫名義の自宅土地建物の権利の一部又は全部を、妻に生前贈与し名義変更をしていた場合には、夫に相続が発生した際に、妻に名義変更されている自宅の権利は、特別受益の持ち戻しの対象から外れることになります。

この改正のポイントは「推定」です。持ち戻し免除の意思表示があったかどうかに関わらず、意思表示があったものとみなして、持ち戻しは免除されます。

特別受益の考え方は、夫婦間の贈与にも適用されます。問題が起こりやすいのは、前妻との間の子と後妻の間柄です。夫から後妻に生前贈与が行われていた場合、前妻の子は相続できる金額が減るので、後妻に対する生前贈与を特別受益として扱うべきだと主張することがよくあります。

この改正には、高齢化社会を鑑みて、配偶者の生活保障をより手厚くしようという狙いがあります。相続争いは兄弟姉妹の間柄だけでなく、親子の間でも起こりえます。争いを避けるためにも、この民法改正の内容はしっかりと押さえおきましょう。

## 5 「母さんの相続で調整するから」を信じてはいけない

父と母、A男、B美の4大家族がいました。父に相続が発生し、遺産の分け方の話し合いで、A男は、母とB美に対して、「これから母さんの介護は僕がするから、父さんの遺産はすべて僕に相続させてくれ。その代わり、母さんが亡くなったとき、母さんの遺産はすべてB美が相続しているから」と言いました。これに対してB美も「母さんの介護をしてくれて、将来、母さんの遺産は私が相続できるなら、その形でいいわ」と納得し、「父の遺産はすべてA男が相続する」という内容の遺産分割協議書に署名しました。

しかし、A男は母の介護をすると約束したにも関わらず、ほとんど実家に帰ってくることはありませんでした。B美は「約束と違う！」と憤慨しながらも、母の介護を一生懸命に行います。そして時は経ち、母が亡くなり相続が発生します。葬儀にやってきたA男は、B美に対して衝撃の一言を放ちます。

「母さんの遺産は、法定相続分通り2分の1ずつ相続するからな」

なんと、A男は父の相続の際に、「母の遺産はすべてB美が相続しているから、父の遺産はすべて自分が相続する」と約束したにも関わらず、「そんな約束はしていない。証拠はあるのか？」と

約束を反故にしてみました!

かなり極端なケースですが、こうしたトラブルはとても多いです。

**法律上、一次相続(父)の際に交わされた約束は、二次相続(母)の際に効力をまったく発揮しません。** 極悪非道なA男の振る舞いですが、法律的にはA男の意見が通ってしまうのです。

仮に、父の遺産が1億円、母の遺産が1億円、夫婦合計2億円の遺産があったとします。「父の遺産(1億円)をすべてA男が相続したなら、母の遺産(1億円)はすべてB美が相続するのが平等」法律上はこのように考えません。相続は、あくまで亡くなった人、ひとりひとりの遺産額を基準として考えます。夫婦の遺産を合計した金額をベースにするわけではないのです。

このような事態を避けるためにも、一次相続の際は「次の相続でちゃんと調整するから」という約束を安易に交わすのはやめましょう。きちんと履行される保証はなく、「そんな約束していない」と言われてしまえばそれまでです。

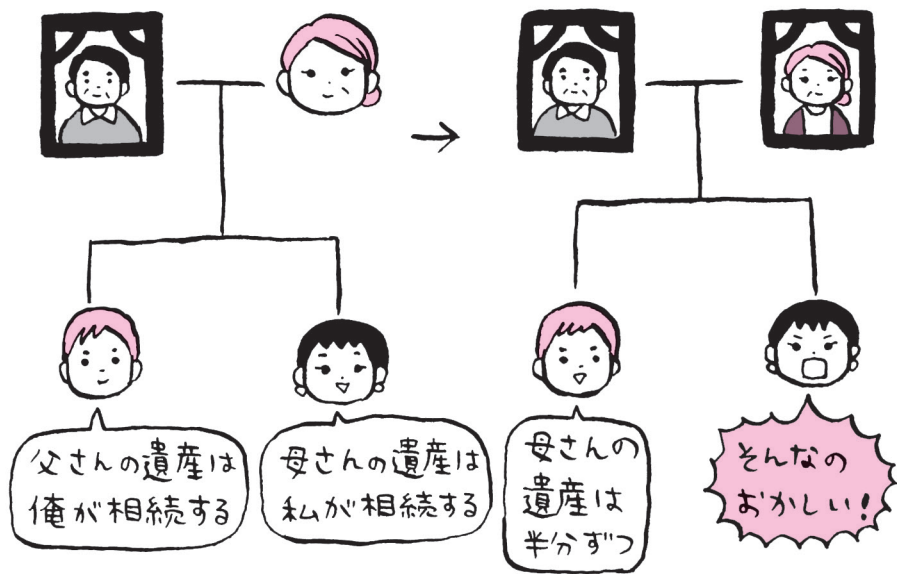
ではどうするべきか。この形を実現させたいのであれば、**一次相続の際に「①母の遺言書の作成」と②A男の遺留分の放棄」までを約束させる必要があります。**

母が「私の財産はすべてB美に相続させる」という内容の遺言書を作成すれば、B美が母の遺産をすべて相続する権利を持つこととなります。しかし、先述した通り、A男には最低限の金額は必ず相続できる権利、遺留分(4分の1)があるため、A男が「やっぱり遺留分は欲しい」と言えば、B美はA男にその金額を渡さなければいけません。ただ、この遺留分という権利は、A男が納得すれば、母の生前中に放棄させることができるのです。遺留分の放棄は、放棄をする人自らが家庭裁

判所で手続きをし、家庭裁判所からの許可を受けて成立するので、A男自らが手続きすることが前提となります。

「一次相続で父の遺産をすべてA男が相続することの交換条件として、母の遺留分を今すぐ放棄すること」。この約束を実際に守らせれば、A男は母の相続時には何も主張できなくなります。

ただ遺留分の放棄は、日本全国でも年間に1000件程度しか行われておらず、ポピュラーな制度とは言えません。家庭裁判所の判断によっては許可されないケースもあるので、弁護士等の専門家を交えて進めた方がいいかもしれません。ちなみに、遺留分放棄の手続きは、弁護士以外の専門家でも相談に乗ってくれます。いずれにしても、「次の相続でちゃんと調整しよう」という約束をきちんと守らせるためには、かなりの時間と労力が必要なのです。



## 6

「言った・言わない」トラブルに効く  
遺産分割協議書

仲の良い家族ほど注意してください。遺産の分け方が無事に決まった後は、必ず、遺産分割協議書を作りましょう。遺産分割協議書とは、遺産分割の内容を証明する書面です。全員が同意した「遺産の分け方」を書面にし、相続人全員が署名押印することで完成します。

民法上、遺産分割協議は口頭だけでも成立するとされています。そのため、相続人全員が納得をしていれば、遺産分割協議書を作らなくても、遺産分割は成立します。しかし、仲の良い家族であっても、書面で遺産分割協議書を作っておかないと、後々になってトラブルになることがあります。

あるところに父、母、姉、弟の四人家族がいました。この度、父に相続が発生し、父の遺産の分け方について、3人で話し合いをすることになりました。このとき弟は、「父さんの遺産はすべて母さんが相続したらいいさ。姉さんもそれでいいだろ?」と言います。それに対して姉は、「んー。本来は法定相続分だと思うけど、まあいいわ」と渋々承諾します。実は、母と姉は元々関係があまり良くなかったのです。

このとき「3人とも遺産分割の内容に納得しているし、わざわざ遺産分割協議書なんて水臭いものは作らなくていいや」と、遺産分割協議書は作りませんでした。さらに、父名義の不動産の名義変更もせずに、そのまま放置していました。その後、時が経過し、母と姉の関係が悪化します。母は姉に対して「あなたには1円も相続させない!」と言いながら、「全財産を長男に相続させる」という内容の遺言書を残しました。

## 「口約束」を証明するのは難しい

そして母が亡くなり相続が発生し、遺言書の内容を姉と弟が確認します。その内容について姉はこう言います。

「『全財産』なんて言うけど、母さんは少しも財産なんて持ってないじゃない」

この発言について理解が追いつかない弟。

「え? 母さんは父さんから相続した財産が結構あるじゃないか?」

これに対して姉は言います。

「母さんが父さんから相続した? 父さんの遺産を誰が相続するかなんて、まだ決めてないじゃない? 現に父さん名義の不動産は父さんの名前のままだし。父さんの遺産の分け方は、これから私とあなたの2人で話し合いをして決めるのよ」

「いやいや。父さんの遺産はすべて母さんが相続するって、3人の話し合いで決めたじゃないか! ここにきて3人で決めた約束を無かったことにするのかよ?」

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（令和二年一月二十三日死亡 住所武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一 相続人朝日花子が取得する財産

(1) 武蔵野市南北町四丁目八番 宅地 参百貳拾八平方メートル  
右同所同番地 家屋番号八番 木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル  
右居宅内にある家財一式

(2) ○○電力株式会社の株式 壹千株

(3) ○○製作所の株式 壹千五百株

(4) ○○銀行○○支店からの借入金

(5) ○○銀行○○支店からの借入金

(6) ○○銀行○○支店からの借入金

二 相続人朝日一郎が取得する財産

(1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株

(2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 八百万円

(3) 株式会社朝日商店の株式 四万株

(4) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の預金 壹口 参百五拾万円

(5) 洋画○○作「風景」ほか四点

三 相続人朝日次郎が取得する財産

(1) 武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日花子 印

(2) 武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日一郎 印

(3) 武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日次郎 印

(4) 三鷹市上下式丁目五番地 朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印

(5) 国分寺市東西町五丁目六番地 相続人 夏野春子 印

四 相続人夏野春子が取得する財産

(1) 国分寺市東西町五丁目六番 宅地 八拾九平方メートル

(2) ○○社債 券面額 六百万円

(3) 現金 七拾万円

(4) ○○銀行○○支店からの借入金

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

令和二年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日花子 印

武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日一郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日次郎 印

三鷹市上下式丁目五番地 朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印

国分寺市東西町五丁目六番地 相続人 夏野春子 印

PC作成 OK

実印が必要

不動産は登記簿通りに書く

預金や株式の情報も具体的に書く

「証拠は？ 話し合いをして私が納得したという証拠はあるの？ 私は納得した覚えなんてないわよ？ そんな話し合いはしていないわ。文句があるなら裁判しましょ」

このような形で争いが発生します。

遺産分割協議は、確かに口頭だけで成立するのですが、後々になって「そんな約束はしていない」と言われてしまうと、口頭で遺産分割協議がされたことを立証するのは極めて困難です。今回のケースにおいて、もし裁判を起こしたのなら、姉の意見が有利になるでしょう。こういった事態を避けるためにも、遺産分割の内容が決まったら必ず遺産分割協議書を作るようにしましょう。

次ページの表は国税庁が公開している遺産分割協議書のサンプルです。**遺産分割協議書とタイトルをつけ、誰が何を相続するかを明確に記載**しましょう。不動産は「自宅」のような抽象的な表記ではなく、登記簿謄本に記載されている通りに書きましょう。そうでないと、不動産の名義変更をする際に、法務局で受理してもらえません。書面の作成はパソコンでOKです。氏名は印字（記名）でも構いませんが、できれば直筆で署名したほうがいいですね。押印は必ず実印を使うようにしましょう。

また、「後日、この遺産分割協議書に記載されていない遺産が見つかった場合」の取り扱いを明確にしておきましょう。特定の相続人に相続させる場合は、その旨を書いておきます。そういった指定がない場合には、新たに見つかった遺産は、再度、相続人全員の話し合いで誰が相続するかを決めることとなります。



## よくあるトラブル①

## 後妻(夫) VS 前妻(夫)の子

「前妻(夫)の子と後妻(夫)」は、相続トラブルが起こりやすい間柄です。

最大の理由は「**後妻が相続した財産は、将来的に後妻が死亡した際に、前妻の子は相続できない**」ことにあります。前妻の子と後妻が養子縁組をしていれば話は別ですが、そうでない場合、前妻の子に後妻の遺産を相続する権利は発生せず、後妻に子供がいればその子供が、後妻に子供がいなければ後妻の兄弟姉妹が遺産を相続します。

そのため、前妻の子には「せっかく父が一生懸命築いた財産が、まったくの他人に渡ってしまうなんて許せない!」という感情が芽生えます。そして、このような事態を防ごうと「父の相続で、できるだけ多くの遺産を相続してやる!」という姿勢になってしまうのです。これが、実の親子の間柄であれば、子からすると「母が相続した遺産は、将来、母が亡くなったときに、私が相続できるわけだから問題ないわ」という気持ちになるため、争いは発生しにくいと言えます。

事例を交えて、この問題への対策を考えていきます。

あるところにA男という男性がいました。A男は離婚した妻との間にC男という子供がおり、晩年にB子と再婚しました。A男の気持ちとしては、「私が死んだ後は、B子が生活に困らぬよう、

遺産の多くをB子に相続させてあげたいが、B子が亡くなったときに残った遺産は、B子の兄弟姉妹ではなく、私の子(C男)に相続させてあげたい」と考えていました。

A男の想いを実現させるためには、どのような方法があるでしょうか?

まず、B子に遺言書を作成してもらう方法があります。A男から、「B子よ。私から相続した遺産は、B子が亡くなったときに、私の子(C男)に残すよう遺言書を作ってくれないか?」と伝えるのです。もし、B子が遺言書を作らなかった場合は、B子の財産を相続できるのはB子の兄弟姉妹だけです。しかし、B子が「C男に財産を遺贈する」という旨の遺言書を作成すれば、C男が遺産を取得することができます。※遺言により相続人以外の人に遺産を渡すことを「遺贈」といいます。

## トラブルは「心変わり」で起る

ただ、この方法には弱点があります。それはB子の心変わりです。遺言は何度でも変更が可能です。そのため、「A男さん。わかりました。あなたの大事な子供ですものね。私が死んだときには、C男さんに遺贈する旨の遺言書を書くから安心してくださいね」と言っていたとしても、A男が他界した後に、「んー。やっぱり、私の可愛い姪っ子に全部相続させちゃおう」と、約束を破り、遺言書の内容を変更してしまうかもしれません。また、B子が約束通りの遺言書を作成したとしても、B子の兄弟姉妹がそのことを良く思わずに、B子の相続のときに遺言書を破棄してしまうリスクも

あります。こうなってしまうとC男は遺産をもらうことができなくなってしまいます。

それでは、A男が遺言書に、「私の財産はB子に相続させるが、B子が亡くなったときの遺産は、C男に相続させる」と書いたとします。これは、現在の法律においては無効とされています。遺言の力では、次の相続まで指定することはできないのです。

この問題を解決する方法として近年注目されているのが家族信託です。家族信託とは、その名前の通り、特定の財産を家族に信じて託す契約のことをいいます。詳しい説明はここでは割愛しますが、この信託契約を使えば、A男からB子、B子からC男に相続させるという流れを、予めA男が決めることが可能です（これを受益者連続型信託といいます）。ちなみに家族信託に関するプロフェッショナルは司法書士です。弁護士でも詳しい方はいますが、登記が頻繁に絡むので、司法書士の方が詳しい傾向にありますね。

いずれにしても、後妻と前妻の子の間柄は、争族が発生しやすいことは否めませんので、早めに何かしらの対策を講じておくことをオススメします。

／ぶっちゃんけ／

# 8

## よくあるトラブル②

### 妻VS夫の兄弟姉妹

子供のいない夫婦は要注意です。相続人が配偶者と兄弟姉妹になるケースも相続トラブルが発生しやすい間柄と言えます。

A男と妻のB子がいました。A男に子供はいませんが、弟のC太がいます。A男は父から先祖代々大事に守ってきた土地を相続しています。

A男が亡くなり相続が発生すると、妻のB子に対して、C太（弟）が言います。

「この土地は、一族で先祖代々守ってきたもので、●●家の名前を後世に継がせるためにも私に相続させてほしい」

しかし、B子は「私が今住んでいるこの土地は、私の生活に欠かせないものなので、相続できないと私は不安です。私が死んだときに遺言でC太さんに土地をお返しすると約束しますから、この度の相続では私に相続させていただけますか？」と譲歩気味に伝えます。これに対してC太は「いや、だめだ。遺言はいくらでも書き換えられるし、その約束が守られる保証がない。この相続で土地を返してもらわないと困るんだ！」と反論。

こうなってしまうと大変です。このまま遺産分割協議が成立しない場合には、法定相続分は配偶

者（妻）4分の3、兄弟姉妹（弟）は4分の1となりますので、妻が多くの遺産を相続できることはできるのですが、相続する遺産の種類（自宅、金融資産等）を話し合っただけでは決めなければいけません。

### 妻の生活を守る「遺言書」とは？

そうすると、長期間、遺産が凍結されてしまう事態は避けられません。遺産が未分割である以上、その遺産を使うことは許されませんので、B子の生活に支障がでるかもしれません。※自宅は遺産分割協議が成立するまで配偶者は継続して住んでいても問題ありません（詳細はP〇〇の配偶者短期居住権にて）。

こういった事態を避けるためにも、先述した「後妻（夫）VS前妻（夫）の子」同様に、遺言や家族信託を活用した対策を講じておくといいたいでしょう。

先のケースとの違いとして、兄弟姉妹には遺留分がありませんので、「妻にすべての遺産を相続させる」という、たった13文字の遺言書があれば、それで遺産分割は決まります。その後、B子が土地を返還するかどうかはB子次第ですが、一旦はスムーズに相続を終えられるので、オススメです。

ふっちゃん

# 9

## 「家は相続できたが、お金がない」に効く 配偶者居住権

2020年4月より、配偶者居住権という新しい制度がスタートしました。この制度は、「亡くなった方の自宅の権利を、住む権利（居住権）」と、それ以外の権利（所有権）に分離させて、住む権利は配偶者に相続させ、それ以外の権利は配偶者以外の相続人に相続させる」というものです。具体例を交えて解説していきます。

### 「生活費がない」はなぜ起こる？

4000万円の預金と4000万円の自宅を持つA男がいました。A男には妻のB子と娘のC美がいます。B子とC美は親子ではあるものの仲は良くありませんでした。A男に相続が発生し、B子とC美で遺産の分け方について話し合います。

B子と言います。「自宅はこれからも私が住みたいから私に相続させてほしいわ」

これに対してC美はこう答えます。いいわよ。その代わり遺産8000万円のうち、4000万円の自宅をお母さんが相続するわけだから、法定相続分2分の1に相当する4000万円の預金は、

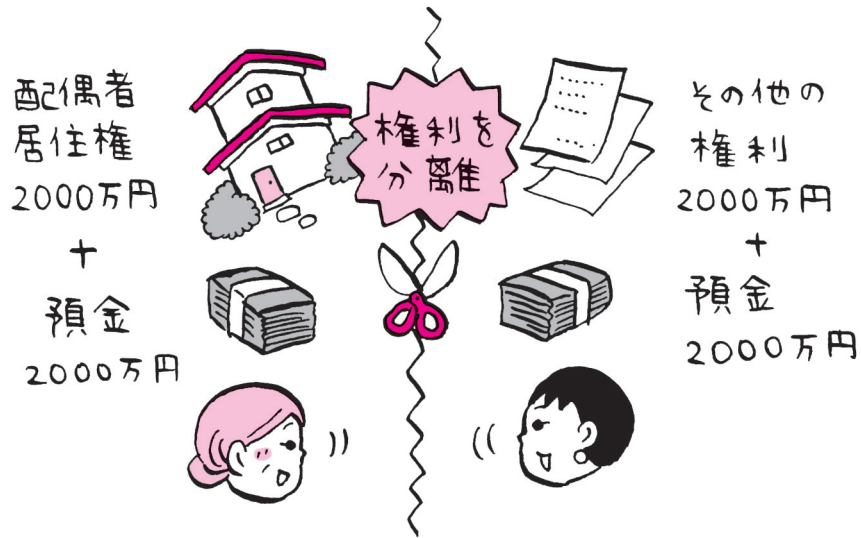
私がすべて相続するわね」

確かに、この度の相続においてはB子とC美の法定相続分は2分の1ずつです。4000万円の自宅をB子が相続するなら、預金4000万円はC美が相続することになります。しかし、これでは**B子が今後生活していくための金銭がありません**。これではB子が困ってしまいます。バランスが取れるだけの金銭がないケースも想定されます。例えば、A男が4000万円の自宅と1000万円の預金しか残していなかったら、C美は法定相続分2500万円を相続するために、自宅を売却してほしいと言うかもしれません。

いずれのケースにおいても、B子は今住んでいる自宅から退去せざるを得ない状況に追い込まれてしまうかもしれません。高齢の方が新しい新居を探すことは、世の中の人が考えている以上に大変です。新たに住宅ローンを組むこと

も難しく、賃貸暮らしを始めるにしても、高齢の入居者を敬遠する家主が多いのも事実。サービス付き高齢者向け住宅を探すにしても、条件に見合う施設を見つけるのは相当な時間とエネルギーを要します。

そこで、配偶者をできるだけ手厚く守るために新設されたのが、この配偶者居住権という制度です。先ほどの例で言えば、自宅の権利を、住む権利（居住権）とそれ以外の権利（所有権）に分離させ、住む権利はB子に相続させ、それ以外の権利はC美に相続させるという形を選択できるようになりました（相続人全員の同意のもと、任意で設定できます）。仮に居住権の評価額が2000万円、それ以外の権利（所有権）の評価額2000万円になったとしたら、B子は居住権2000万円と預金2000万円を相続し、C美は所有権2000万円と預金2000万円を相続。これで法定相続分通りに





なりません。B子は住む場所と生活資金を確保でき、安心です!

一方、C美はどうでしょうか? 「自宅の権利のうち、住む権利は母にあるわけで、それ以外の権利って具体的にどのような権利が残っているの?」と疑問に思う方も多いと思います。C美の権利としては、将来その自宅を売却した場合に、売却代金をもらうことができる権利があります。また売却するかどうかを選択する権利もC美が持っていることとなります。ちなみに、配偶者居住権が設定されている不動産であっても売却することは可能です。ただ、配偶者居住権が設定されているかどうかは、不動産の登記簿を見れば誰でもわかりますので、配偶者居住権付きの不動産を買い手が現れるかどうかは別問題です。なお、所有権を相続したC美が、B子に対して家賃を請求することは禁止されています。

今回の事例では配偶者居住権2000万円、その他の権利(所有権)2000万円と半分ずつに評価を分けましたが、実際には、居住権の設定期間等によって居住権の評価額を算出することになります。設定期間が長ければ長いほど居住権の評価額が大きくなるわけです。設定期間は任意に決めることができ、期間の設定をしなかった場合には、終身(配偶者が死ぬまで)で設定されたこととなります。

### 配偶者居住権を設定した後に配偶者が亡くなったら?

子供が複数人いるような家庭(父・母・長女・二女)において、一次相続の際に配偶者に居

住権を、その他の権利(所有権)を長女に相続させたとします。その後に配偶者に相続が発生した場合(二次相続)には、配偶者居住権は消滅し、長女が一次相続で相続していた権利(所有権)は、住む権利も復活し、通常の所有権の状態に戻ります。

ここでのポイントは、**二次相続の際に、長女と二女が話し合い等をしなくとも、自宅は長女の物になることが決まっている点**です。一次相続の時点でその他の権利(所有権)を長女が相続することが決まれば、二次相続の際には居住権の消滅を認識するだけなので、二女が「やっぱり私も自宅を相続したい」と言っても認められません。そういった意味では、一次相続の際は「配偶者居住権を設定するかどうか」だけではなく、「所有権を誰が相続するか」についても慎重に検討しなければいけませんね。

# 10

## 配偶者は居住権を使えば、 相続した家にずっと住むことができる

配偶者居住権のポイントをさらに解説します。配偶者居住権は大きく2種類に分けることができます。1つが配偶者短期居住権、もう1つが配偶者居住権です(長期とは言わないそうです)。

配偶者短期居住権とは、相続が発生した日から6か月、又は、遺産(自宅)の分け方が決まった日の、いずれか遅い日までの間、配偶者は自宅に継続して住み続けることができる権利です。

例えば、2020年1月1日に相続が発生し、2020年4月1日に自宅を子供が相続することが決まったとしても、2020年7月1日(相続発生から6か月)までは配偶者はその自宅に継続して住み続けることができます。

この場合、2020年4月1日に所有権を子供に名義変更したとしても、配偶者短期居住権によって、配偶者は、相続が発生してから最低でも6か月間は、その自宅に継続して住み続けることができます。

また、遺産分割協議の内容に納得がいかなければ、納得するまでの間(6か月を超えても)、**継続して自宅に住み続けることができます**(この場合、不動産の名義は亡くなった人の状態が継続されることとなります)。

### 登記すれば、第三者に権利を主張できる

短期ではない配偶者居住権は、相続人全員が合意した場合や、遺言書で配偶者居住権を設定する指定がある場合に設定することができます。配偶者居住権は、登記をすることによって第三者に権利を主張することができます。登記をしないと所有権を相続した人が勝手に自宅を売却し、新たに購入した人から退去を求められる可能性がありますので注意しましょう。

自宅の管理はどうなるのでしょうか。固定資産税や軽微な修繕は配偶者が負担することとされ、大規模な修繕や増改築等をする場合は所有権を相続した人が負担することとされています。固定資産税の納税通知書は所有者宛に送られてきます。一旦は所有者が支払いをし、その後に配偶者から精算してもらう形になるそうです。

また、一度設定した配偶者居住権は、その後に消滅させることも可能です。設定期間が満了した場合や、配偶者が死亡した場合、建物が滅失した場合、所有者との合意があった場合などには、配偶者居住権は消滅します。

まだ始まったばかりの制度ではありますが、相続トラブルを防ぐ救世主になってくれると筆者は期待しています。

# 11

## 遺産が借金だらけ！ 相続放棄はいつまでに何をすればいい？

亡くなった方が残した遺産には、プラスの遺産もあれば、借金などの負の遺産もあります。負の遺産には、プラスの遺産と異なるルールが存在するため注意が必要です。

まず、相続人は負の遺産を相続するかどうかを選択することができます。もし相続したくないのであれば、相続放棄という手続きを家庭裁判所で済ませれば、負の遺産を一切相続しなくて済みます。ただ、相続放棄は負の遺産だけを放棄できるのではなく、プラスの遺産も放棄しなければなりませんので、いいとこ取りはできません。

**相続放棄は、自分に相続する権利があることを知った日から3か月以内に手続きをしなければなりません。**3か月を経過すると自動的に負の遺産も相続することを認めたこととなります。

相続放棄があった場合、相続する権利は次の順位の相続人に承継されます。もし、子供全員が相続放棄をした場合には、亡くなった方の両親が相続人となるため、両親が負の遺産を相続しなければいけません。もし、その両親も相続放棄をした場合や、既に両親が他界していた場合には、亡くなった方の兄弟姉妹（もしくは甥姪）が相続人になるため、兄弟姉妹が負の遺産を相続することになります。兄弟姉妹が相続放棄をすれば、相続する人はいなくなるため、最終的に債権者が貸倒れ

損失を被ることになります。このように、相続放棄の連鎖は、まるで小学校の頃にやった爆弾ゲームかのように、親族中を駆け巡るのです。

「知らない間に相続人になっていた」はあるのか？

なお、相続放棄の期限は、自分が相続する権利があることを知った日から3か月以内なので、「いつの間にか自分が相続人になっていて、気がついたときには相続放棄ができなくなっていた」という事態にはならないのでご安心を。ちなみに、特定の相続人が相続放棄をした場合であっても、家庭裁判所から他の相続人に対して、放棄があったことを通知することはありません。また、相続放棄をした相続人は、他の相続人に、そのことを伝える義務もありません。そのため、後順位の相続人（兄弟姉妹等）は、債権者からの通知によって、初めて自分が相続人になっていたことを知るケースもあります。この場合には、その通知があった日が、3か月の起算日となりますので、そこから相続放棄の手続きをすれば問題ありません。自分が相続人であることを知っていたかどうかは、あくまで自己申告がベースとなりますので、客観的に説明できる資料があれば、大事に保管しておきましょう。

注意点が1つ。**相続が発生してから相続放棄の手続きを終えるまでに、少しでも自分のために遺産を使った場合には、その相続人は相続放棄ができなくなります。**このルールを知らずに遺産を使ってしまう、負の遺産を相続せざるを得なくなってしまうケースは実際に存在するので、注意し

ましよう。※遺産から葬儀費用を払った場合には、「自分のために使った」とは言えないため、相続放棄をすることができるという裁判例があります。

さて、亡くなった方が負の遺産を残したものの、プラスの遺産の方が大きい場合には、負の遺産も含めて相続することを選択されるのが一般的です。不動産賃貸業等を営んでいた方が亡くなった場合には、借入金が残されているのもよくある話です。

負の遺産を相続することを選択した場合、負の遺産の分け方にはプラスの遺産と異なるルールがあります。負の遺産の分け方は、①原則として法定相続分で相続人に帰属し、②債権者と相続人全員の同意があった場合には、遺産分割協議により相続する人を決めることができます。

プラスの遺産の場合には、相続人全員の同意があれば好きな分け方に行うことができますが、負の遺産は相続人だけの問題では済まされず、お金を貸している債権者の権利も守らなければいけません。相続人の中で返済能力の乏しい人に借金を集中させたら、その分の借金を回収することができず、債権者は泣き寝入りになってしまうかもしれません。そのため、亡くなった方が不動産賃貸業を営んでおり、アパートローンがあるような場合には、遺産分割の内容について、銀行からも承諾を得なければいけないので、その分、色々と大変です。

いずれにしても、借金を残して亡くなってしまった場合は、考えるべきことや手続きが増えてしまうことは間違いないので、可能であれば借金等の整理は早めされることをオススメします。

ぶつちやけ

# 12

## 民法改正！凍結された銀行口座から お金を引き出せます

相続が発生すると、その方の預金口座は凍結されます。預金の払戻しを受けるためには、相続人全員の同意と印鑑が必要でした。そのため、「相続人同士の仲が悪い」「遠方にお住まいのため共同で手続きができない」ときなどは、故人の預金を引き出すことができず、当面の生活費や葬儀に充てるための費用を工面できませんでした。

そこで2019年7月より、預金の払戻し制度が始まりました。これにより、相続発生後に凍結されてしまう銀行口座について、相続人の同意がなくても一定の金額を払戻すことができるようになります。

一定の金額とは、各銀行の相続開始時の預金額に3分の1と、その相続人の法定相続分を乗じて計算した金額とされており、その金額が150万円を超える場合は150万円が上限となります。例えば、相続人が子供2人であれば、各相続人の法定相続分は2分の1。仮に預金額が600万円であれば、600万円×3分の1×2分の1＝100万円となるので、100万円を払戻すことが可能です。もし、預金額が1200万円であれば、1200万円×3分の1×2分の1＝200万円となり、150万円を超えているので、払戻せる金額は150万円になります。※また、遺産分



割協議が難航し、調停や裁判を行う場合で、家庭裁判所が必要性を認めた場合には、この金額を超える部分の引き出しも認めてもらえるようになりました（仮分割の仮処分要件緩和）。

当初、使いやすいような制度かなと思っただけですが、実際の手続きには、法定相続分を明らかにするために、亡くなった方の出生から死亡時までの戸籍謄本と相続人全員の戸籍謄本が必要です。申請してから振込までに2週間以上かかる銀行もあるので、葬儀費用に充てるには間に合いません。ね。ただ、葬儀費用のためではなく、当面の生活費の確保のためということであれば、とても有効な制度だと思います。

なお、この払戻したお金を葬儀費用に充てる場合はいいのですが、もしも、相続人の自分の生活費に使った場合には、先に説明した通り相続放棄ができなくなってしまいます。そういった面でも、この制度の利用は慎重に考えなければいけないですね。

ちなみに、ちょっと悲しい話ですが、葬儀費用を誰が負担すべきかを争った裁判は過去にいくつもあります。裁判の結果、①相続前から葬儀社との間で負担者が決まっていた場合にはその人、②相続人の話し合いで負担者が決まればその人、③話し合いで決着がつかない場合には、喪主負担とすることが通例となっています。

このあたりの知識も持つておいて損することはないですね。

ぶつちやけ

# 13

## 円満相続の「3つのツミ」

相続トラブルが発生するメカニズムを紹介してきました。最後に、相続トラブルを起ささないためのコツを3つ紹介します。

### ①家族会議で相続後の方針を明確にする

相続が発生する前に、家族会議で相続の方針を明確にするのが最も効果的です。

将来的に遺産を相続する子供の多くは、「遺産を1円でも多く相続したいから」ではなく、「家族間で揉めごとが起きるのが嫌だから」相続の話をきちんと話しておきたい、という気持ちを抱えています。

一方、肝心の親はどうでしょう。「相続なんて縁起の悪い話をするな!」「相続税だって、遺産の中から払えばいいじゃないか」「私が死んだ後のことなんて知らん」と、相続の話を極端に嫌う方がいます。確かに自分が死んだときの話は、気持ちの良いものではないかもしれませんが、人はいつか必ず天国へ旅立つときが訪れます。

相続の準備をきつちり行っていた方に対して家族は、「最後の最後まで、本当にしつかりした人

でした」と尊敬の念を持たれます。しかし、相続の準備をまったく行わず、トラブルが発生してしまつたら、「生前に対策はできたはずなのに……」と、後悔の念を持たれてしまうかもしれません。「父が相続の準備をしてくれませんか。なんとか父を説得してくれませんか?」という相談を受けることもあります。これは専門家の領域を超えていますので、お力にはなれません。

円満な相続を実現させるために行う家族会議は、決して縁起の悪いものではありません。子供から親に相続の話を持ち出すのは、とても勇気がいることです。できれば親の立場から相続の話を持ち出し、家族会議をリードしてあげてください。

## ② 専門家に現状分析を依頼し、問題点を把握する

次は現状分析です。自分が死んだ後、「①遺産をどのように分けるのか、②相続税はどれくらい発生するのか、③当面の生活に困らないだけの資金は確保できるか」といった課題を予め把握する作業を指します。相続対策の人間ドックだと考えてください。

遺産の分け方を決める前に、まず、そもそもどれくらいの財産があるのかを把握することが大事です。預金や投資信託などは金額を把握することは難しくありませんが、不動産の評価額を算出するのは、少しハードルが高いかもしれません。また、相続税は遺産の分け方次第で何倍にも変わる税金なので、気持ちだけで分け方を決めるのは危険です。不動産については第5章、相続税については第3章で解説します。

多少なりとも費用が発生しても、現状分析と問題点の把握については、各専門家に依頼することをオススメします。円満相続実現の大きな一歩につながります。

## ③ 相続人の中での秘密は極力避ける

よくあるケースとして「あなたに生前贈与をするけど、他の兄弟に言うとは喧嘩になるから秘密にしておきなさい」と、他の相続人には秘密で生前贈与をする方がいます。他にも、特定の相続人を生命保険の受取人に指定し、そのことを他の相続人に秘密にしていることもあります。

本人達としては、「言わなきゃバレない」と安易に考えがちですが、後々になって発覚することがよくあります。特に、相続税の申告が必要になる方だと、発覚する可能性は格段にあがります。相続税の申告書には、相続が発生する3年以内に行われた生前贈与や、生命保険金の受取人とその金額をすべて記載しなければいけません。こういったことを知らずに、相続人間で生前贈与や生命保険の存在を秘密にしておく、実際に相続が発生してから発覚してしまうのです。もし、特定の相続人に生前贈与などをするのであれば、先に紹介した家族会議の場で伝えておくことをオススメします。もしも、そのことに異を唱える家族が現れたとしても、相続が発生する前に問題が表面化できたことをプラスと捉えるべきです。相続発生後に問題が表面化するよりも、相続発生前の方が、親の考えをしっかりと共有できる分、解決は容易です。いずれにしても、相続人間の秘密は極力避け、透明性の高い相続対策を目指していくことが理想ですね。